

播但連絡道路 市川南及び神崎南料金所出口に料金精算機（無人）を導入します

～ 健全で持続可能な経営を維持していくために ～

料金精算機は、これまで係員が対応してお客さまからの通行料金をお預かりしていたものを自動化し、お客さまご自身で精算機を操作して、通行料金をお支払いいただくものです。

兵庫県道路公社では、健全で持続可能な経営を維持していくため、「料金精算機導入モデル料金所」として播但連絡道路の市川南料金所及び神崎南料金所出口に料金精算機（無人）を導入し、料金收受業務の効率化とコスト縮減の取組みを進めます。

1 料金精算機利用開始日時

(1) 本格的運用 令和6年4月1日（月）午前0時から

(2) 試験運用 令和6年2月1日（木）以降、随時

※試験運用は、市川南料金所及び神崎南料金所とも南行方面の出口のみです。

※北行方面の出口については、3月以降に実施します。

2 導入する料金所

市川南料金所出口

神崎南料金所出口

料金精算機ご利用方法



進入・停車

緑石にご注意のうえ、車両を料金精算機の前で一旦停止してください。

お支払

通行券をお持ちの場合

STEP 1 通行券またはETCカードを①へ入れてください。

STEP 2 モニターで通行料金を確認してください。

STEP 3 現金は、硬貨②・紙幣③ クレジットカード・ETCカードは①へ入れてください。

STEP 4 お釣りを お受け取りください。 紙幣は③ 硬貨は④

通行券をお持ちでない場合 (入口をETCで通行のお客さま)

STEP 1 通行券またはETCカードを①へ入れてください。

STEP 2 領収書または利用証明書が必要な時は⑤の赤いボタンを押してください。 ※再発行はいたしかねます。

STEP 5

「障害者割引」をご利用のお客さま

STEP 1 障害者手帳を確認いたしますので、係員呼出しレバーを下げて、係員を呼出してください。

STEP 2 係員の案内に従い障害者手帳の登録記載部分を開いてカメラにかざしてください。

STEP 3 手帳の確認が完了しましたら、左図 **お支払** に従ってお支払ください。



発進

前方のバーが開いたことを確認して発進してください。

料金精算機操作パネル

